

# 「食」の自立支援事業について

## 1 目的

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスや食事の提供を伴う「食」に関わるサービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的・有機的につなげて提供することにより、高齢者等が永年住み慣れた地域の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的としています。

## 2 対象者

概ね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者で、食事の調理が困難なため、「食」に関する継続的な支援を必要とする方。

## 3 内容

対象者の心身の状況や置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を把握し、配食サービスを実施しながら在宅高齢者の見守りを行います。

配食サービスの実施方法は、委託事業者が自ら栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、その際、当該利用者の安否を確認し、健康状態等に異常があったときは、市及び関係機関・緊急連絡先などへ連絡します。

## 4 申請方法

申請書類を、下記の窓口を通じて長寿福祉課へ提出してください。

※塩分・カロリー制限食を希望される場合は、医師の食事箋の提出も必要です。

見守り体制に必要なため、現況調査等を行った上で配食サービスを実施しています。  
①または②の該当するところへ、先ずはご連絡・ご相談ください。

①介護1以上の認定を受けている方 → ケアマネジャー(居宅介護支援事業所)等  
※担当のケアマネジャーがいないときは、  
お住まいの地区の地域包括支援センター

②要介護認定を受けていない方、要支援認定を受けている方 → お住まいの地区の地域包括支援センター

## 5 利用者負担金及び配食サービス事業者

「事業者一覧表」のとおり

※利用者負担金については、配食サービス事業者に直接お支払いください。